

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

## 第二百十回 反ワクチン・反マスク訴訟 その十五

南出喜久治（令和4年12月15日記す）

くすりには くすしちからを そなへども いまはさはりの ものとまがへり  
（薬には奇し力を備へども今（現代）は障りの物（毒物）と紛へり）

裏切り、変節といふのは世の常です。そして、無知と勘違ひによつて真逆の主張をすることもあります。また、正しいと思ふことでもそれを主張することについての軋轢、抵抗があり、激しい反論、妨害、批判などがあることを怯えて、自分の主張をしなくなつたり、さらには、反対者に迎合して真逆のことを言ふ人も出てきます。これらの処世は愚かなことではありますが、その人の弱さを臆病さを単に批判しただけで解決できる問題ではないのです。

チーム日本といふ団体があることは、「第二百六回 反ワクチン・反マスク訴訟 その十四（令和4年10月15日）で述べました。この団体は、反ワクチンと護憲を目的とする団体です。この2つの目的の矛盾、護憲を掲げる愚かさなどについては説明したとおりです。

この団体は、公益目的で反ワクチン訴訟を行つてゐる我々の活動に協力してゐると見せかけて、我々に対して後ろから切りつけるといふ卑劣な輩が中心となつて、我々と袂を分かつために結成された、裏切り者と変節者による団体です。

反ワクチン運動と護憲運動とは、全く相反することを知らないといふか、これは、あへて反ワクチン運動を護憲的サヨク運動に取り込まうとする、サヨク運動の新手です。

そもそも、占領憲法憲法第98条のある憲法ではワクチンは容認せざるを得ないのです。この占領憲法を守つてはワクチンに反対することはできません。

繰り返し述べますが、占領憲法第98条第1項には、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」として、この中には、国際法規を除外してゐません。

それどころか、同条第2項では、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」として、国際法規の遵守義務を謳つてゐるからです。

国際法規の遵守義務は、それが占領憲法に違反してゐても遵守する義務があることにな

り、国際法学者が説明するとはり、占領憲法よりも国際条約の方が優位であるとしてゐるのです。つまり、憲法と条約の関係において、占領憲法は条約優位説を宣言してゐることになつてゐるのです。

これによつて、アメリカや WHO などが国際法規などに基づいて我が国に対しワクチン接種を推進することを義務付けてをり、他国とは異なり、我が国だけは言ひなりにならざるを得ないのです。

次に、別の裏切りと変節について述べます。

今年 4 月に、反ワクチン運動の団体である神真都Qの会員が、東京都内のワクチン接種会場を訪れて、特に、子どものワクチン接種を止めることを申し入れたことに建造物侵入罪で逮捕勾留され、起訴されることになつた事件がありました。

その人たち全員は、我々がしたため弁護人意見書の主張内容をよく理解して、この方針で戦ふことを何度も何度も堅く誓つてゐたにもかかはらず、何者かの策略によつて、突然に我々弁護人全員を解任して、他の弁護人を選任して、これまでとは真逆のことを言ひだし、ワクチンの危険性を主張せず神真都Qの運動を全否定して権力に迎合したのです。見事な裏切りと変節をやつてのけたました。

権力者は、こんな裏切りと変節をさせたことだけでは満足せず、さらに弾圧の手を緩めませんでした。

11 月 8 日には、神真都Q会の代表理事村井大介氏を、生活保護の不正受給があつたとして詐欺罪で逮捕しました。この事件は、代表理事を引き受けた村井氏の強い廉潔性を逆手に取られたのです。村井氏は、この運動で代表者となる者は無報酬で務めなければならず、一切報酬を受け取るべきではないといふ強い廉潔感によつて生活保護を受給することになりましたので、神真都Q会からは一切報酬を得てゐません。ところが、神真都Q会として、維持してゐる運動拠点や社宅等の賃料など経費を神真氏Q会として支払つたことが代表の報酬であるとすり替へて事実を捏造し、勾留延長の末、11 月 28 日に起訴されました。

検察官は、勾留状請求のときは、その報酬なるものの明細を示してゐたのですが、報酬ではないことが解つたためか、起訴状においては、その明細を明らかにしなかつたのです。不起訴にしなければならない事件を、政府の意向に従つて、無理矢理に起訴をしたことを暴露してゐるのと同じです。

いづれにしても、殺人ワクチンを人体実験のために全国民を被検者として接種させ続けてゐる菅内閣及び岸田内閣の閣僚らが、殺人罪、殺人未遂罪などで東京地検特捜部に刑事告発されてゐるにもかかはらず、その捜査に全く着手しないどころか、その殺人行為等を止めさせることを接種現場の医師らに説得するために接種会場を訪問したことを建造物侵

入罪として逮捕、起訴するのは、本末転倒も甚だしく、殺人罪を見て見ぬ振りをしてゐる巨悪そのものの正体を現したことになります。

政府は、ワクチンの安全性について、エビデンスを示して詳細に国民に説明したことがありません。その説明をすると何度もした約束を反故にして、接種を大々的に奨励して実施してゐます。ワクチンの危険性に関する医学的知見に基づき、安全性についての十分な説明がなされないままの接種に反対し、その説明を求める行為を徹底的に弾圧するのは、政府関係者による集団殺人罪を確信犯として敢行してゐることの証左なのです。

しかも、権力者は、さらに東京都の事件と同様の屁理屈で、12月1日に建造物侵入罪で静岡県でも神真都Q関係者を8名逮捕しました。

東京都の事件が強引に起訴されたことからして、今回の静岡県の事件も起訴されることになることが予測されます。しかし、静岡県の事件で逮捕された者の多くは、東京都の事件のやうな変節者ではないと信じてゐます。たとへ1人でも変節せずに信念を通す人が居れば、我々は全力を挙げて弁護します。

静岡県の事件は、令和4年3月13日の事件ですが、本来であれば、4月に起きた東京都の事件の前に起こったことなので、東京都の事件と同じ頃に立件されても不思議ではないのですが、その当時は立件することが見送られたのに、どうして今の時期にそれを行つたことには理由があります。

村井氏は11月28日に起訴され、検察官は接見禁止を求めましたが、裁判所はこれを認めず、検察官が準抗告を申し立てましたが、これも認められなかつたため、村井氏は誰とも接見できることになりました。

不思議なことに、押収品をすべて還付し、接見禁止が解かれてゐるにもかかわらず、それでも罪証を隠滅するに足る相当な理由があるとして保釈を認めないのです。押収品を全部還付し、接見もできるのに、それでも証拠隠滅する「相当な理由」があるといふのは全く意味が解りません。これは、国策捜査による人質司法の最たるものです。

ところで、村井氏が神真都Qの本部（静岡県）の主要なメンバーとも当然に接見ができることになり、現に、11月29日と30日の二日間で主な幹部と接見してゐます。権力側は、その接見を今後はなんとか阻止して、神真都Qの活動を停滞させ、壊滅に追ひ込むために静岡県にある本部の関係者の逮捕に踏み切つたといふことなのです。

いづれにしても、東京都の事件は、裏切りと変節によつて、神真都Qの活動の正当性と

ワクチンの危険性を証明するための好機を潰されてしまいました。そのときに準備していた弁護人意見書による弁護方針ができなくなりましたが、静岡県的事件では、この弁護人意見書を復活させて、神真都Qの活動の正当性とワクチンの危険性を証明する弁護活動を行ふ機会が得られることになるのです。

村井氏も静岡県的事件で逮捕された人たちは、裏切りと変節とは全く無縁の人たちです。ここで踏み留まることができれば、神真都Qの運動は復興し大きく飛躍するでせう。

これからが、まさにワクチン問題の不正を暴く本番となるのです。